

## 成績評定修正判断基準

## 1 下請状況等調査

	調査項目	指導対象	根拠法令・契約条項
1	下請負人選定通知書	提出されている下請負人選定通知書の記載内容と実際の内容が相違している場合	契約書第6条
2	前払金の使途	使途目的以外に支払われている場合	契約書第35条
3	契約締結方法	工事（変更）ごとの請負契約書又は基本契約書に基づいた注文書・請書の交換以外の方法を用いている場合	建設業法第19条
4	使用した契約書	建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約書以外を使用している場合	
5	契約で定めている条項	建設業法第19条第1項各号に掲げる事項全部を契約書で定めていない場合	建設業法第19条第1項
6	1 下請代金の決定方法	下請負人と協議せずに決定している場合	建設業法第19条の3
	2 諸経費の計上	公共工事設計労務単価を参考として見積り等を行う場合で現場管理費及び一般管理費等の諸経費を計上していない場合	
	3 労務単価の設定	見積に当たっての労務単価が「公共工事設計労務単価」に比して一定（10%）以上下回る場合	
7	1 前払金の支払	発注者から前払金の支払を受けたが、下請負人に建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払っていない場合	建設業法第24条の3第2項
	2 前払金の支払方法	手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が着手に必要な費用相応分を充たしていない場合	
	3 前払金の手形期間	手形の期間が90日を超えている場合	建設業法24条の5第3項（120日を超える場合）
8	1 部分払金の支払	発注者から部分払を受けてから ・下請負人に支払うまでの日数が1ヶ月を超えている場合 ・下請負人に支払っていない場合	建設業法第24条の3第1項
	2 部分払金の支払方法	手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が労務費相当分を充たしていない場合	
	3 部分払金の手形期間	手形の期間が90日を超えている場合	建設業法24条の5第3項（120日を超える場合）
9	1 下請代金の支払	発注者から完成払を受けてから下請負人に支払うまでの日数が1ヶ月を超えている場合	建設業法第24条の3第1項
	2 下請代金の支払方法	手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が労務費相当分を充たしていない場合	
	3 下請代金の手形期間	手形の期間が90日を超えている場合	建設業法24条の5第3項（120日を超える場合）

	調 査 項 目	指 導 対 象	根拠法令・契約条項
10	1 元請負人の法定保険の加入状況	元請負人が社会保険・労働保険に未加入の場合	健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法
	2 下請負人の法定保険の加入状況	下請負人が社会保険・労働保険に未加入の場合	
11	雇入通知書の交付	雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書を交付していない場合	労基法第15条第1項 建設雇用改善法第7条

## 2 安全パトロール

	調 査 項 目	指 導 対 象	根拠法令・契約条項
1	許可標識	工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に許可標識を掲示していない場合	建設業法第40条
2	技術者の配置	主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置していない場合	建設業法第26条第1、2項
3	技術者の専任配置	工事1件の請負代金額が2,500万円以上である場合において、主任技術者又は監理技術者が専任でない場合	建設業法第26条第3項
4	監理技術者資格者証	監理技術者資格者証を携帯していない場合	建設業法第26条第2、4項
5	施工体制台帳	下請契約の請負代金額が3,000万円以上である場合において、施工体制台帳を整備していない場合	建設業法第24条の7第1項
6	施工体系図	施工体系図を工事現場の見やすい場所に掲示していない場合	建設業法第24条の7第4項
7	再下請選定通知書	工事の一部を請け負った建設業者が、その工事の一部を他の建設業者に請け負わせている場合において、再下請選定通知書が提出されていない場合	建設業法第24条の7第2項
8	労働災害防止協議会の設置	労働災害防止協議会を組織していない場合	労働安全衛生法第30条、労働安全衛生規則第635条
9	労働災害防止協議会の開催	労働災害防止協議会を定期的に開催していない場合	労働安全衛生法第30条、労働安全衛生規則第635条
10	安全衛生教育	安全衛生教育（雇入時教育、新規入場者教育、作業内容変更時教育、職長教育等）を実施していない場合	労働安全衛生法第59、60条、60条の2、労働安全衛生規則第35条～40条の3
11	作業場の床面	作業場の床面につまずき、すべり等の危険のある場合	労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第544条
12	通路の確保	作業場に通ずる場所及び作業場内に安全な通路が設置されていない場合	労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第540条
13	立入禁止	掘削、墜落、物体落下、爆発等により労働者に危険を及ぼす箇所等への立入区域の設定等の措置が講じられていない場合	労働安全衛生法第20、21条、労働安全衛生規則第288、361、386、530、537条等
14	危険物の取扱い	爆発又は火災を防止するための措置が講じられていない場合	労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第256条

	調査項目	指導対象	根拠法令・契約条項
15	作業床の設置	高さが2メートル以上の作業場所に、足場等による作業床が設置されていない場合	労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第518条
16	囲い等の設置	高さが2メートル以上の作業床の開口部等に、囲い、手すり等が設置されていない場合	労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第519条
17	昇降設備	高さ又は深さが1.5メートルを超える場所に安全に昇降するための設備が設置されていない場合	労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第526条
18	物体の落下、飛来による危険防止	物体の落下、飛来による危険防止措置が講じられていない場合	労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第537、538、539条
19	足場	丈夫な構造（固定制・安定性）の足場が使用されていない場合	労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第561条
20	はしご	適切なはしご（丈夫な構造か、材料に著しい損傷、腐食等がないか等）が使用されていない場合	労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第527条
21	型枠支保工	適切な型枠支保工（堅固な構造か、材料に著しい損傷、変形、腐食等がないか等）が使用されていない場合	労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第237、239条
22	土砂崩壊	地山の崩壊、土石の落下等による危険防止措置（地山、掘削面等の勾配、土止め支保工、防護網、立入禁止、浮石除去、擁壁、雨水・地下水の排除等）が講じられていない場合	労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第356、361、384、385、534、535条等
23	建設機械の作業計画	あらかじめ定めた建設機械作業計画に基づく作業が行われていない場合	労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第155条
24	建設機械の運転者	建設機械が有資格者によって運転されていない場合	労働安全衛生法第61条、労働安全衛生規則第41条
25	建設機械の接触防止	建設機械との接触防止措置が講じられていない場合	労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第158条
26	建設機械の用途外使用	建設機械を主たる用途以外の用途に使用している場合	労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第164条
27	その他		

### 3 修正評定点について

	修正の対象となる場合	減点
(1)	法令又は契約違反のおそれがあるとして改善指導を受けたものに対し期限までに改善報告を行わなかった場合	3点
(2)	法令又は契約違反のおそれがあるとして改善指導を受けたものに対し改善がされなかった場合	5点

注1 (1)については、下請状況等調査及び安全パトロールごととする。

2 (2)については、下請状況等調査及び安全パトロールごとに、各法令及び契約違反で5点を上限とする。

### 4 評定点の減点は20点を上限とする。